

大阪市教育委員会
総合情報システム室管理要綱

令和6年4月

目次

1. 目的と対象範囲	- 1 -
(1) 目的	- 1 -
(2) 対象範囲	- 1 -
(3) 用語の定義	- 1 -
2. 総合情報システム室の構造、設備に関する要件	- 2 -
(1) 学校運営支援センター運用管理室	- 2 -
(2) データセンター	- 2 -
3. 管理体制	- 3 -
4. 総合情報システム室の管理・運営	- 4 -
(1) 総合情報システム室の運営状況の点検	- 4 -
(2) 総合情報システム室の状況把握	- 4 -
(3) システムを計画停止させる場合の対応	- 4 -
(4) 異常検出時の手続	- 4 -
5. 総合情報システムへの入退室手続き	- 4 -
(1) 遵守事項	- 4 -
6. 機器・什器の搬入搬出手続	- 5 -
(1) 遵守事項	- 5 -
(2) 機器・什器の搬入搬出協議	- 5 -
7. 記録媒体の持込、持出手続	- 5 -
(1) 遵守事項	- 5 -
(2) 総合情報システム室への記録媒体の持込	- 5 -
(3) 総合情報システム室からの記録媒体の持出	- 6 -
8. ハウジングサービス	- 6 -
(1) 運営状況の点検	- 6 -
(2) 状況把握	- 6 -
(3) 入退室及び搬入出等に係る手続	- 6 -
9. その他	- 6 -
(1) 庁内管理者との連携	- 6 -
(2) 本要綱の周知	- 6 -
(3) 本要綱の取扱い	- 6 -

1. 目的と対象範囲

(1) 目的

本要綱は、大阪市教育局 DX の推進に関する規程（令和元年大阪市教育局教育長達第 4 号。以下「教育 DX 推進規程」という。）第 15 条に規定する総合情報システム室の整備、運用、利用及び安全対策について必要な事項を定めることにより、教育委員会が保有する情報資産に関する情報セキュリティを確保することを目的とする。

(2) 対象範囲

次の総合情報システム室とその設備及び、そこに設置されている情報システム（機器、什器、記録媒体を含む）、総合情報システム室への入退室者を対象とする。

施設名	設置場所	主な設置機器
学校運営支援センター 運用管理室	教育委員会事務局指定場所	運用保守管理端末
データセンター		校園ネットワーク用機器等 各システム用サーバ機器等

(3) 用語の定義

本要綱において使用する用語は、教育 DX 推進規程及び、大阪市教育局情報セキュリティ管理規程（平成 25 年 3 月 29 日（教育長）達第 3 号）並びに大阪市教育局情報セキュリティ対策基準（平成 25 年 4 月 1 日施行）において使用する用語の例によるほか、次の各号によるものとする。

ア 機器

サーバ、ストレージ、ネットワーク域、およびそれらを格納するサーバラック、並びに運用保守管理端末をいう。

イ 什器

キャビネット、ロッカー、机等のオフィス家具をいう。

ウ 記録媒体

磁気テープ（LTO）、書き込み可能な光ディスク（CD、DVD等）、フラッシュメモリ（USBメモリ等）、持ち出し可能なハードディスクドライブなどの、機器から取り外し携帯可能な情報記録媒体をいう。

エ ハウジングサービス

外部委託業者が構築し運営する、データセンターなど高度な通信、耐震、電源設備を有する施設を利用するサービスをいう。

オ 施設管理業者

ハウジングサービスを提供する外部委託業者をいう。

2. 総合情報システム室の構造、設備に関する要件

(1) 学校運営支援センター運用管理室

ア 構造要件

- (ア) 床はフリーアクセスとする。
- (イ) 出入口のドアは施錠可能とする
- (ウ) 床、壁面、天井等内装には不燃材料および防災性能を有するものを使用する。
- (エ) 地震による内装、照明器具の落下防止措置を講ずる。
- (オ) その他、消防法、建築基準法等の関連国内法令並びにこれらに基づく規格及び基準に準拠する。

イ 設備要件

- (ア) 入退室を行う扉は暗証番号を使用して開閉錠を行う。
- (イ) 防火設備について、可搬式消火器を容易にアクセスできる場所に設置する。
- (ウ) 空調設備は専用とし、常時設置する機器の稼働に影響がない温度・湿度を保てる能力を持たせる。

(2) データセンター

ア 構造要件

上記(1)アに準拠するほか、次の要件を満たすものとする。

- (ア) 震度6強の地震に耐える「基礎耐震」構造、または「基礎免震」構造を有すること。
- (イ) 水害対策として、全ての開口部が地面より高くなっている、または周辺が水害を受けても、データセンターは水害を受けない設備（防水壁等）を有すること。
- (ウ) 漏水対策として、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ・ 配管ルート、電源ルート及び通信ルートの分離
 - ・ 漏水検知器の設置
 - ・ 防水堤等の漏水対策設備の設置
- (エ) 避雷設備を設置し、雷サージによる電気設備機器の破損を防止できる構造を有すること。
- (オ) 施設内の監視部署または外部監視センターにより、24 時間 365 日監視する体制を有すること。
- (カ) データセンター関連業務に従事する者が施設内に常駐していること。

イ 設備要件

- (ア) 施設訪問者の入館・退館等の情報を、記録・管理する体制を有するものとする。
- (イ) 機器設置区画には、次の対策を実施する。
 - ・ 機器設置区画に通じるドアは、入退室を識別・記録できるセキュリティ設備（顔写真入り ID カード、生体認証システム等）により、許可された者のみが入退室できること。
 - ・ 天井、床下、窓に講師を設置するなど、外部からの侵入防止策を講じること。
- (ウ) 次の映像を撮影できる位置に監視カメラを設置する。
 - ・ 施設出入口の入退室者
 - ・ 機器等搬入出用出入口の入退室者
 - ・ 機器設置区画出入口の入退室者
 - ・ 機器設置場所における作業者
- (エ) 監視カメラの映像は、施設内の監視部署または外部監視センターに設置したモニターで投影しつつ録画する。
- (オ) 電源設備（商用電源）について、次の対策を実施する。

- ・ 複数の系統で受電し、冗長化対策が講じられていること
 - ・ 受変電設備の法定点検や工事等について、サービス（システム）を停止せずに行うことができること
- (カ) 電源設備（予備電源）について、次の対策を実施する。
- ・ 予備電源として、自家発電装置及びUPS等を保持していること
 - ・ 自家発電装置については、備蓄燃料により12時間以上稼働させることができること。また、稼働中に安全に燃料を供給することが可能な構造であること
 - ・ UPS等については、冗長化構成を有し、停電時に自家発電装置が起動するまでの間、瞬断することなく十分な電力を供給する容量を持つこと。
- (キ) 防火設備について、水を使用しないガス消火設備を設置する。
- (ク) サーバラックや什器は転倒防止対策を講じる。
- (ケ) 空調設備は、設置する機器の稼働に影響がない温度・湿度を保ち、24時間365日運転が可能とする。また、災害時においては12時間以上連続して運転が可能とする。

3. 管理体制

名称	役割
教育最高情報統括責任者	総合情報システム室の整備、運用、利用及び安全対策に係る指針を定める。
教育 ICT ネットワーク統括責任者	教育最高情報統括責任者の定める指針を遵守し、総合情報システム室を効率的に運用管理し、総合情報システム室において取り扱う情報の安全対策について万全の措置を講じる。
総合情報システム室管理者	総合情報システム室管理者は、所管する総合情報システム室を管理するための実務を行う。
情報システム所管部署職員	総合情報システム室管理者が所管する部署の職員で、所管する総合情報システム室の運営実務を行う。
外部委託業者	システム所管部署との契約により、総合情報システム室内で情報システムの運用、開発実務を行う。
施設管理業者	システム所管部署との契約により、データセンターにおける施設、設備、入退室者及び機器、什器の搬入出、記録媒体の持込・持出に関する管理を行う。

4. 総合情報システム室の管理・運営

(1) 総合情報システム室の運営状況の点検

- ア 教育 ICT ネットワーク統括責任者は、総合情報システム室が正常に管理・運営されているか確認するために、必要な点検項目を定めなければならない。
- イ 総合情報システム室管理者は、上記により定めた点検項目に基づき、定期的に点検を実施し、その結果を教育 ICT ネットワーク統括責任者に報告しなければならない。
- ウ 上記の点検の結果、遵守事項や手順等が守られていない場合は、教育 ICT ネットワーク統括責任者は是正措置を講じなければならない。

(2) 総合情報システム室の状況把握

- ア 総合情報システム室管理者は、総合情報システム室全体の状況を把握するため、間仕切り、電気設備、空調設備、通信回線、電話回線の状況を記載した図面等を最新の状態に管理すること。
- イ 総合情報システム室管理者は、機器の設置状況、サーバラック毎の情報システム格納状況を把握するため、総合情報システム室における設置機器レイアウト図を最新の状態に管理すること。
- ウ 総合情報システム室管理者は、機器の増設に備え、ブレーカー、コンセント設置場所、電源容量の情報を最新の状態に管理すること。

(3) システムを計画停止させる場合の対応

総合情報システム室管理者は、点検や停電等の理由でシステムを計画停止させる場合、停止決定後速やかに情報システム所管部署に連絡すること。

(4) 異常検出時の手続

- ア 総合情報システム室での作業時に異常を検出した情報システム所管部署職員、外部委託業者は、総合情報システム室管理者に連絡すること。
- イ 連絡を受けた総合情報システム室管理者は、正常な状態への復旧を行う。
- ウ 総合情報システム室管理者での復旧が困難な場合は、教育 ICT ネットワーク統括責任者へ報告するとともに、外部委託業者へ支援を依頼すること。
- エ 総合情報システム室管理者は、異常により総合情報システム室に設置されているシステムを停止させる場合は、教育 ICT ネットワーク統括責任者に報告するとともに、情報システム所管部署の業務管理者に連絡すること。
- オ 外部委託業者より復旧の報告を受けた総合情報システム室管理者は、復旧確認を行い、教育 ICT ネットワーク統括責任者へ報告するとともに、情報システム所管部署の業務管理者に連絡すること。
- カ 総合情報システム室管理者は、発生した異常に対する原因を分析し、再発防止策を講ずること。
- キ 総合情報システム室管理者は、異常発生からの復旧までの経緯と再発防止策を取りまとめ、教育 ICT ネットワーク統括責任者に報告すること。

5. 総合情報システムへの入退室手続き

(1) 遵守事項

- ア 各総合情報システム室に入室する者は、別途定める手続きを遵守すること。
- イ データセンターに入室する者は、施設管理者の定める手続きを遵守すること。

6. 機器・什器の搬入搬出手続

(1) 遵守事項

- ア 総合情報システム室管理者は、機器・什器の搬入搬出に立ち会うこと。
- イ 総合情報システム室管理者の許可なく、総合情報システム室への機器・什器の搬入や移動、総合情報システム室からの搬出はしないこと。

(2) 機器・什器の搬入搬出協議

- ア 総合情報システム室に機器・什器を設置または変更する際には、総合情報システム室管理者に搬入または変更する機器の一覧を提出し、計画決定後速やかに次のとおり協議を行うこと。

(ア) 協議メンバについては下記のとおりとする。

- ・ 総合情報システム室管理者
- ・ 情報システム所管部署職員
- ・ 外部委託業者の担当者

(イ) 協議内容については下記のとおりとする。

- ・ 所要電源容量、発熱量、機器の設置場所の確認
- ・ ネットワーク接続内容の確認
- ・ 作業日程、作業内容、作業実施者、既存機器への影響有無確認
- ・ 電源ケーブル、ネットワークケーブル等の敷設方法確認
- ・ フリーアクセス床の取り外し、加工等の要否確認
- ・ 既設什器の移動（レイアウトの変更等）要否確認

- イ 総合情報システム室より機器・什器を搬出する際には、総合情報システム室管理者に搬出する機器の一覧を提出し、計画決定後速やかに次のとおり協議を行うこと。

(ア) 協議メンバについては下記のとおりとする。

- ・ 総合情報システム室管理者
- ・ 情報システム所管部署職員
- ・ 外部委託業者の担当者

(イ) 協議内容については下記のとおりとする。

- ・ 作業日程、作業内容、作業実施者、既存機器への影響有無確認
- ・ 電源ケーブル、ネットワークケーブル等部材の撤去内容確認
- ・ フリーアクセス床の取り外し、加工等を行った場合の現状復旧対応
- ・ 既設什器の移動（レイアウトの変更等）要否確認

7. 記録媒体の持込、持出手続

(1) 遵守事項

- ア 総合情報システム室管理者の許可なく、総合情報システム室への記録媒体の持込や移動、総合情報システム室からの持出はしないこと。
- イ 総合情報システム室管理者は、記録媒体の持込・持出の許可にあたり、教育 ICT ネットワーク統括責任者の承認を得ること。

(2) 総合情報システム室への記録媒体の持込

- ア システム所管部署、外部委託業者が総合情報システム室に記録媒体を持ち込む場合は、総合情報システム室管理者に記録媒体の持込について申請すること。
- イ 総合情報システム室内に記録媒体を保管するための什器を持ち込む場合は、什器の搬入搬出手続によること。

(3) 総合情報システム室からの記録媒体の持出

システム所管部署または外部委託業者が、総合情報システム室に保管していた記録媒体を持ち出す場合は、記録媒体の持出について申請すること。

8. ハウジングサービス

データセンターについては、施設管理業者の提供するハウジングサービスを別途契約し利用するものとする。なお、ハウジングサービスを利用するにあたっては、次のとおり管理等を行うものとする。

(1) 運営状況の点検

上記4-(1)アに定める点検チェック項目その他のデータセンターの運営状況の点検方法については、施設管理業者と協議のうえ定めなければならない。

(2) 状況把握

上記4-(2)に定めるデータセンターの状況把握に必要な情報については、施設管理業者から提供を受けるものとする。

ただし、データセンター全体の安全管理の維持など、やむを得ない理由により当局に対する提供が困難な情報については、施設管理業者と協議のうえ、代替の方法をとることができる。

(3) 入退室及び搬入出等に係る手続

入退室及び機器・什器の搬入出、並びに記録媒体の持込・持出に係る手続については、本要綱に定めるもののほか、施設管理業者の定める手続きを遵守しなければならない。

9. その他

(1) 庁内管理者との連携

教育 ICT ネットワーク統括責任者は、教育委員会事務局内の総合情報システム室の安全管理に関することは、総合情報システム室管理者と協力して行うものとする。

(2) 本要綱の周知

総合情報システム室管理者は、総合情報システム室にシステムを設置している所管部署のシステム運用管理責任者、総合情報システム室への入室者、並びに施設管理業者に対し、本要綱を周知し遵守させなければならない。

(3) 本要綱の取扱い

本要綱のうち、公にすることにより事業運営に重大な支障を及ぼすおそれのある情報については、非公開とする。

附 則

本要綱は令和元年7月1日より施行する。

附 則

本要綱は令和2年4月1日より施行する。

附 則

本要綱は令和4年6月1日より施行する。

附 則

本要綱は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。